

復興特別所得税の創設に伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則等の一部改正について

平成 24 年 12 月 14 日

(株)証券保管振替機構

1. 改正趣旨

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が施行され、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、所得税の額に2.1%の復興特別所得税が課せられることに伴い、外国株券等保管振替決済制度において取り扱う外国株券等に係る復興特別所得税の源泉徴収事務につき、機構が行う必要があるため、「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」等の一部を改正する。

2. 改正概要

- ・ 機構が行う外国株券等に係る源泉徴収事務の対象に復興特別所得税を加える等、所要の改正を行う。

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則第 70 条第 1 項等

3. 施行日

平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

以 上